

あきた

発行所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

印刷所 秋田市旭北錦町 3 番 50 号
株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

目 次

条 例

○秋田市新型コロナウイルス感染症対策特別金融支援基金条例
(第37号) 2

消 防 本 部 訓 令

○秋田市消防職員服務規程の一部を改正する訓令(第2号) ... 2

告 示

- 指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設および指定介護予防サービス事業者の指定について(第230号) 2
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について(第231号) 3
- 身体障害者福祉法による医師の指定辞退について(第232号) 3
- 出納員および現金取扱員の委任等について(第233号) 3
- 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の更新について(第234号) 3
- 平成30年度、令和元年度および令和2年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について(第235号) 3
- 身体障害者福祉法による医師の指定について(第236号) ... 4
- 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定の取消しについて(第237号) 4
- 災害対策基本法に基づく指定避難所の指定の取消しについて(第238号) 4
- 保存樹の指定の解除について(第239号) 4
- 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の廃止について(第240号) 4
- 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について(第241号) 4
- 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、変更および休止について(第242号) 5
- 医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および廃止について(第243号) 5
- 医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の指定および変更について(第244号) 5
- 国民健康保険税督促状の公示送達について(第245号) 5
- 専決処分した予算およびその要領について(第246号) 6
- 令和2年9月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について(第247号) 6
- 令和2年9月秋田市議会定例会において認定を経た決算およびその要領について(第248号) 10

○令和2年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について(第249号) 24

教 委 告 示

○教育委員会定例会の招集について(第13号) 24

選 管 告 示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について(第3号) 24
- 投票区の区域の一部の変更について(第4号) 24
- 秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規程(第5号) 24
- 令和2年9月1日現在で調製した秋田海区漁業調整委員会選挙人名簿について(第6号) 26
- 令和2年9月24日執行予定の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代補欠選挙における選挙長および選挙長職務代理者ならびに選挙立会人の選任について(第7号) 26
- 秋田市孫左衛門堰土地改良区総代補欠選挙の執行について(第8号) 26
- 令和2年9月24日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代補欠選挙における当選人の住所および氏名について(第9号) ... 26
- 令和2年9月24日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代補欠選挙における当選人への当選証書の付与について(第10号) 27

孫 選 挙 長 告 示

- 令和2年9月24日執行予定の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代補欠選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時について(第1号) 27
- 令和2年9月24日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代補欠選挙における候補者の届出について(第2号) 27
- 令和2年9月24日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代補欠選挙について(第3号) 27
- 令和2年9月24日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代補欠選挙における選挙会の場所および日時について(第4号) ... 27

農 委 告 示

○農業委員会総会の招集について(第10号) 27

上 下 水 道 局 告 示

- 指定給水装置工事事業者の指定の更新について(第32号) ... 27
- 下水道事業受益者負担金督促状の公示送達について(第33号) 28
- 指定給水装置工事事業者の指定について(第34号) 28

公 告

- 入札参加希望者の公募について.....28
- 一般競争入札の実施について.....29
- 一般競争入札の実施について.....29
- 許可した開発行為に関する工事の完了について.....30
- 秋田農業振興地域整備計画の変更について.....30
- 地区計画変更の原案の縦覧について.....30
- 農用地利用集積計画の策定について.....31
- 許可した開発行為に関する工事の完了について.....31
- 公の施設の指定管理者の公募について.....31
- 許可した開発行為に関する工事の完了について.....32

教 委 公 告

- 令和3年度に秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒の募集について.....32
- 令和3年度に秋田市立御所野学院高等学校に入学する生徒の募集について.....33

選 管 公 告

- 検察審査員候補者の予定者および裁判員候補者の予定者の選定を行う場所および日時について.....33

条 例

秋田市新型コロナウイルス感染症対策特別金融支援基金条例をここに公布する。

令和2年9月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第37号

秋田市新型コロナウイルス感染症対策特別金融支援基金条例

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の影響を受けた事業者を支援するための利子の補給を行う事業に要する経費に充てるため、秋田市新型コロナウイルス感染症対策特別金融支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者を支援するための利子の補給を行う事業に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

消 防 本 部 訓 令

秋田市消防本部訓令第2号

消 防 本 部
消 防 署
消 防 職 員 一 般

秋田市消防職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年9月24日

秋田市消防長 工 藤 琢 磨

秋田市消防職員服務規程の一部を改正する訓令

秋田市消防職員服務規程（平成28年秋田市消防本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項中「により、」を「等により」に改め、「とき」の次に「、又は仕事と生活の調和もしくは職員の健康の確保を図るため公務の運営に支障がないと認めるとき」を加える。

附 則

この訓令は、令和2年10月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第230号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第86条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第93条および第115条の10の規定により告示する。

令和2年9月2日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
合同会社びりーぶ	用具のひばり	秋田市卸町五丁目14番10号	令和2年9月1日	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売
社会福祉法人秋田福祉協会	特別養護老人ホーム共生の里	秋田市新屋町字関町後187	令和2年9月1日	介護老人福祉施設

番地 4

秋田市告示第231号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和2年9月4日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 6台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和2年8月1日から同月20日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）

秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和2年9月4日から令和3年3月4日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

課所室名	委任事務
園芸振興センター	直売イベントにおける生産物の売払収入の収納および釣銭の収納保管に関する事務

秋田市告示第234号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

令和2年9月11日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第232号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師の指定辞退があったので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

令和2年9月9日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名	辞退する障害分野	辞 退 年月日
前 田 哲 也	秋田県立循環器・脳脊髄センター	視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由 ぼうこう又は直腸機能障害	令和2年 4月1日
金 山 純 二	秋田県立循環器・脳脊髄センター	心臓機能障害	令和2年 4月1日

秋田市告示第233号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、それぞれ当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

令和2年9月11日

秋田市長 穂 積 志

指定番号	医療機関の名称	所在地	更新年月日
135	ニュータウンさくら薬局	秋田市御所野地藏田二丁目1番3-5号	令和2年 10月1日

秋田市告示第235号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年9月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成30年度、令和元年度および令和2年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第236号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

令和2年9月14日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
矢野珠巨	秋田大学医学部 附属病院	小児科	肢体不自由 呼吸器機能障害（追加）
鈴木智人	秋田大学医学部 附属病院	循環器内科	心臓機能障害
今泉ちひろ	秋田大学医学部 附属病院	リウマチ科 腎臓内科	肢体不自由 じん臓機能障害

秋田市告示第237号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の6第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所の指定を次のとおり取り消したので、同条第2項の規定により告示する。

指定番号	指定年月日	樹種	本数	所在地	所有者（管理者）
第62号	昭和49年10月11日	ケヤキ	2本	秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下7番地	氏子総代表 三浦要
第93号	昭和49年10月11日	イチイ	1本	秋田市飯島字天ノ袋8番地	保坂慎也
第97号	昭和49年10月11日	シダレザクラ	2本	秋田市千秋北の丸5番72号	松田洋子
第218号	昭和58年2月1日	アカマツ	1本	秋田市保戸野中町8番12号	菅秀六
第222号	昭和59年3月28日	クロマツ	1本	秋田市八橋字大道東73番地16	秋田市
第2号	昭和49年10月11日	クロマツ	1本	秋田市千秋明徳町3番7号	秋田市
第3号	昭和49年10月11日	クロマツ	1本	秋田市千秋公園1番1号	秋田市
第28号	昭和49年10月11日	ケヤキ	1本	秋田市川尻総社町14番6号	秋田市
第99号	昭和51年2月18日	ケヤキ	1本	秋田市保戸野金砂町2番	亀井哲夫
第184号	昭和54年2月26日	エノキ	1本	秋田市仁井田字大野284番地	相場栄助
第186号	昭和54年2月26日	ケヤキ	1本	秋田市仁井田福島二丁目7番41号	秋田市

- 2 指定解除年月日
令和2年9月9日

秋田市告示第240号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和2年9月17日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：腎臓に関する医療

令和2年9月17日

秋田市長 穂 積 志

指定緊急避難場所

- 1 名称
旧種平小学校（グラウンドおよび体育館）
- 2 所在地
秋田市雄和種沢字戸草沢209番地

秋田市告示第238号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第2項の規定に基づき、指定避難所の指定を次のとおり取り消したので、同項の規定により告示する。

令和2年9月17日

秋田市長 穂 積 志

指定避難所

- 1 名称
旧種平小学校（体育館）
- 2 所在地
秋田市雄和種沢字戸草沢209番地

秋田市告示第239号

保存樹としての指定を解除したので、秋田市都市緑化の推進に関する条例（平成14年秋田市条例第27号）第9条第4項において準用する同条第3項の規定により告示する。

令和2年9月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 保存樹として指定を解除した指定番号、指定年月日、樹種、本数、所在地および所有者（管理者）

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
6	立木医院	秋田市保戸野 鉄砲町11番28号	立木医院 立木裕	令和2年 9月30日

秋田市告示第241号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和2年9月17日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：腎臓に関する医療

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
43	立木医院	秋田市保戸野鉄砲町11番28号	医療法人杜の樹理事長 立木 裕	令和2年10月1日

秋田市告示第242号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および休止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年9月18日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
デイサロンえにしあ	秋田市広面字連沼21番地1	令和2年8月15日
黒子ケアラボ	秋田市四ツ小屋字中野64番地1 ラポールNAGATO B16	令和2年8月15日
特別養護老人ホーム共生の里	秋田市新屋町字関町後187番地4	令和2年9月1日
用具のひばり	秋田市卸町五丁目14番10号	令和2年9月1日

2 変更

事業所名称	所在地	変更年月日
御野場ホームヘルパーステーション	旧 秋田市御野場四丁目3番4号	令和2年7月15日
	新 秋田市仁井田新田三丁目14番17号	

3 休止

事業所名称	所在地	休止年月日
光峰苑デイサービスセンター	秋田市添川字鶴木台65番地3	令和2年9月30日

秋田市告示第243号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年9月18日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
立木医院	秋田市保戸野鉄砲町11番28号	令和2年7月1日
秋田市臨時診療所	秋田市八橋南一丁目8番3-2号	令和2年8月19日
エンパイア歯科医院	秋田市旭北栄町5番10号	令和2年8月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
立木医院	秋田市保戸野鉄砲町11番28号	令和2年6月30日
エンパイア歯科医院	秋田市旭北栄町5番10号	令和2年7月31日
山ノ下薬局	秋田市川元山下町8番8号	令和2年9月30日

秋田市告示第244号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定および変更したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年9月18日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
石田 雅子	こころも治療院 秋田	秋田市東通仲町5番31号 サンロイヤル村上1F	令和2年8月28日

2 変更

氏名	施術所の名称	施術所の所在地		変更年月日
		旧	新	
金沢 拓郎	金沢整骨院	秋田市広面字鍋沼49番地5	秋田市東通六丁目10番11号 ピュアハウスK 1-A	令和2年3月23日

秋田市告示第245号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年9月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別別紙（省略）のとおり

秋田市告示第246号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分した予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和2年9月28日

秋田市長 穂 積 志

専決第29号

専 決 処 分 書

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 分担金及び負担金		千円 660,613	千円 3,630	千円 664,243
	2 分担金	0	3,630	3,630
20 繰入金		4,192,478	90,619	4,283,097
	2 基金繰入金	3,860,123	90,619	3,950,742
歳 入 合 計		176,379,716	94,249	176,473,965

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 災害復旧費		千円 1,518,764	千円 94,249	千円 1,613,013
	2 農林水産施設災害復旧費	21,001	72,749	93,750
	3 公共土木施設災害復旧費	434,150	21,500	455,650
歳 出 合 計		176,379,716	94,249	176,473,965

秋田市告示第247号

令和2年9月25日の「令和2年9月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和2年9月28日

秋田市長 穂 積 志

令和2年度秋田市一般会計補正予算（第6号）

令和2年度秋田市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,895,352千円

令和2年度秋田市一般会計補正予算（第5号）の件
上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和2年8月5日

秋田市長 穂 積 志

令和2年度秋田市一般会計補正予算（第5号）

令和2年度秋田市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94,249千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176,473,965千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ179,369,317千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

(市債の補正)

第5条 市債の変更は、「第5表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14	分担金及び負担金	千円 664,243	千円 750	千円 664,993
	2 分担金	3,630	750	4,380
16	国庫支出金	58,365,298	1,243,008	59,608,306
	1 国庫負担金	19,294,929	40,726	19,335,655
	2 国庫補助金	38,997,054	1,202,282	40,199,336
17	県支出金	10,255,371	225,991	10,481,362
	2 県補助金	3,215,740	225,991	3,441,731
20	繰入金	4,283,097	147,734	4,430,831
	2 基金繰入金	3,950,742	147,734	4,098,476
22	諸収入	9,637,587	1,969	9,639,556
	5 雑入	2,236,987	1,969	2,238,956
23	市債	14,997,700	1,275,900	16,273,600
	1 市債	14,997,700	1,275,900	16,273,600
歳 入 合 計		176,473,965	2,895,352	179,369,317

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2	総務費	千円 49,251,187	千円 132,150	千円 49,383,337
	1 総務管理費	47,034,566	78,421	47,112,987
	2 徴税費	1,081,492	9,981	1,091,473
	3 戸籍住民基本台帳費	718,531	43,748	762,279
3	民生費	53,657,218	132,536	53,789,754
	1 社会福祉費	24,456,598	28,809	24,485,407
	2 児童福祉費	19,732,884	103,727	19,836,611

4	衛生費	9,328,675	106,088	9,434,763
	2 保健所費	1,927,275	106,088	2,033,363
5	労働費	817,233	31,416	848,649
	1 労働諸費	817,233	31,416	848,649
6	農林水産業費	3,354,945	14,174	3,369,119
	1 農業費	2,517,116	14,174	2,531,290
7	商工費	10,871,038	766,686	11,637,724
	1 商工費	10,871,038	766,686	11,637,724
8	土木費	16,398,940	39,890	16,438,830
	1 土木管理費	328,849	5,200	334,049
	5 都市計画費	4,861,628	34,690	4,896,318
9	消防費	3,959,963	1,969	3,961,932
	1 消防費	3,959,963	1,969	3,961,932
10	教育費	12,739,978	1,520,543	14,260,521
	2 小学校費	2,338,157	164,019	2,502,176
	3 中学校費	1,443,887	1,356,524	2,800,411
11	災害復旧費	1,613,013	149,900	1,762,913
	2 農林水産施設災害復旧費	93,750	149,900	243,650
歳 出 合 計		176,473,965	2,895,352	179,369,317

第2表 継続費補正
(変 更)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
7 商工費	1 商工費	まちなか観光案内拠点整備事業	千円 145,275	令和元年度	千円 87,165	千円 148,672	令和元年度	千円 87,165
				令和2年度	58,110		令和2年度	61,507
8 土木費	5 都市計画費	泉・外旭川新駅(仮称)等整備事業	2,031,629	平成29年度	3,300	2,054,629	平成29年度	3,300
				平成30年度	169,849		平成30年度	169,849
				令和元年度	1,073,956		令和元年度	1,073,956

				令和2年度	779,524		令和2年度	802,524
				令和3年度	5,000		令和3年度	5,000
10 教育費	6 社会教育費	秋田城跡史跡公園連絡橋整備事業	326,425	令和2年度	177,560	424,773	令和2年度	177,560
				令和3年度	148,865		令和3年度	247,213

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	小学校トイレ環境改善事業	千円 164,019
		中学校トイレ環境改善事業	151,411
	3 中学校費	中学校施設等改修経費	78,463
		市立中学校空調設備導入事業	1,126,650

第4表 債務負担行為補正
(追加)

事項	期間	限度額
庁舎総合管理業務委託経費	令和2年度～令和7年度	千円 1,484,295
障がい福祉等システム更新・運用経費	令和2年度～令和8年度	132,341
新型コロナウイルス感染症対策離職者採用支援事業	令和2年度～令和3年度	18,900
学校給食調理業務委託経費	令和2年度～令和3年度	38,121

第5表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
農業費	千円 225,700	千円 1,300	千円 227,000			
商工費	138,100	1,500	139,600			
駅周辺施設整備費	15,400	20,700	36,100			
小学校費	54,900	127,300	182,200			
中学校費	91,000	1,081,300	1,172,300			
農林水産施設 災害復旧費	13,600	43,800	57,400			
計	14,997,700	1,275,900	16,273,600			

令和2年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）
令和2年度秋田市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）
第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度

額は、「第1表債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療市区町村システム更新・運用経費	令和2年度～令和8年度	千円 78,230

秋田市告示第248号

令和2年9月25日の「令和2年9月秋田市議会定例会」におい

て認定を経た決算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和2年9月28日

秋田市長 穂 積 志

令和元年度秋田市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 水道事業収益	円 7,717,340,000	円 △91,414,000	円 -	円 7,625,926,000	円 7,661,346,220	円 35,420,220	
第1項 営業収益	7,032,502,000	△56,383,000	-	6,976,119,000	7,002,263,487	26,144,487	(うち、消費税及び地方消費税相当分 551,544,099円)
第2項 営業外収益	684,836,000	△35,031,000	-	649,805,000	659,082,733	9,277,733	(" 2,690,170円)
第3項 特別利益	2,000	-	-	2,000	-	△2,000	

支 出

区 分	予 算 額							決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費支出額	流 用 増 減 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額				
第1款 水道事業費用	円 7,170,721,000	円 △255,268,000	円 -	円 -	円 -	円 6,915,453,000	円 16,649,000	円 6,932,102,000	円 6,639,456,041	円 -	円 292,645,959
第1項 営業費用	6,670,915,000	△274,729,000	-	-	-	6,396,186,000	16,649,000	6,412,835,000	6,154,075,722	-	258,759,278
第2項 営業外費用	494,906,000	14,829,000	-	-	-	509,735,000	-	509,735,000	480,587,866	-	29,147,134
第3項 特別損失	3,100,000	4,632,000	-	-	-	7,732,000	-	7,732,000	4,792,453	-	2,939,547
第4項 予備費	1,800,000	-	-	-	-	1,800,000	-	1,800,000	-	-	1,800,000

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額					決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継 続 費 用 繰 越 額 に 係 る 財 源 充 当 額			
第1款 資本的収入	円 1,500,313,000	円 △59,088,000	円 1,441,225,000	円 119,839,000	円 -	円 1,561,064,000	円 1,478,048,080	円 △83,015,920

第1項 企業債	1,016,900,000	△61,300,000	955,600,000	70,100,000	-	1,025,700,000	971,000,000	△54,700,000	翌年度繰越額 31,100,000円
第2項 出資金	94,576,000	-	94,576,000	25,400,000	-	119,976,000	117,346,000	△2,630,000	
第3項 補助金	91,900,000	△6,900,000	85,000,000	14,000,000	-	99,000,000	99,720,000	720,000	
第4項 固定資産売却代金	1,000	59,000	60,000	-	-	60,000	60,480	480	(うち、消費税及び地方消費税相当分 4,480円)
第5項 負担金及び寄附金	296,936,000	9,053,000	305,989,000	10,339,000	-	316,328,000	289,921,600	△26,406,400	(〃 16,900,600円) 翌年度繰越額 11,985,000円

支 出

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通次 繰越額	合 計		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通次 繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	4,518, 円 315,000	△277, 円 834,000	円 -	4,240, 円 481,000	173, 円 424,000	円 -	4,413, 円 905,000	4,092, 円 110,535	78, 円 062,000	円 -	78, 円 062,000	243, 円 732,465	
第1項 建設改良費	3,075, 円 043,000	△288, 円 434,000	-	2,786, 円 609,000	173, 円 424,000	-	2,960, 円 033,000	2,638, 円 286,313	78, 円 062,000	-	78, 円 062,000	243, 円 684,687	(うち、消費税及び地方消費税相当分 214,619,943円)
第2項 企業債償還金	1,443, 円 272,000	-	-	1,443, 円 272,000	-	-	1,443, 円 272,000	1,443, 円 269,831	-	-	-	2,169	
第3項 国庫補助金返還金	-	10,600,000	-	10, 円 600,000	-	-	10, 円 600,000	10, 円 554,391	-	-	-	45,609	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,614,062,455円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額197,041,165円、減債積立金458,463,321円及び過年度分損益勘定留保資金1,958,557,969円で補てんした。

令和元年度秋田市水道事業損益計算書
(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

	円	円	円
1 営 業 収 益			
(1) 給 水 収 益	6,130,011,723		
(2) 受 託 工 事 収 益	122,010,707		
(3) そ の 他 営 業 収 益	198,696,958	6,450,719,388	
2 営 業 費 用			
(1) 原 水 及 び 浄 水 費	1,015,346,921		
(2) 配 水 費	907,603,394		
(3) 給 水 費	384,150,375		
(4) 受 託 工 事 費	148,196,717		
(5) 業 務 費	445,008,018		
(6) 総 係 費	471,186,858		
(7) 減 価 償 却 費	2,500,696,229		
(8) 資 産 減 耗 費	66,041,822	5,938,230,334	
営 業 利 益			512,489,054
3 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	836,548		
(2) 他 会 計 補 助 金	26,502,000		
(3) 長 期 前 受 金 戻 入	581,002,981		
(4) 雑 収 益	48,051,228	656,392,757	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	345,193,607		
(2) 雑 支 出	1,374,316	346,567,923	309,824,834

経常利益			822,313,888
5 特別損失			
(1) 固定資産売却損	666,500		
(2) 減損損失	4,064,059		
(3) 過年度損益修正損	57,830	4,788,389	△4,788,389
当年度純利益			817,525,499
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金			458,463,321
変動額			
当年度未処分利益剰余金			1,275,988,820

令和元年度秋田市水道事業剰余金計算書
(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

	剰 余 金										資本合計
	資本金	資本剰余金					利益剰余金				
		受贈財産 評価額	補助金	寄附金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	建設改良 積立金	減債 積立金	未処分 利益剰余金	利益剰余金 合計	
前年度末残高	円 21,422,965,864	円 5,058,517,493	円 295,420,304	円 2,297,129,954	円 17,048,896	円 7,668,116,647	円 2,079,433,418	円 -	円 1,562,692,131	円 3,642,125,549	円 32,733,208,060
前年度処分額	645,228,810	-	-	-	-	-	459,000,000	458,463,321	△1,562,692,131	△645,228,810	0
秋田市水道事業等の設置等に関する条例第5条による処分額	645,228,810	-	-	-	-	-	459,000,000	458,463,321	△1,562,692,131	△645,228,810	0
資本金への組入	645,228,810	-	-	-	-	-	-	-	△645,228,810	△645,228,810	0
減債積立金の積立	-	-	-	-	-	-	-	458,463,321	△458,463,321	0	0
建設改良積立金の積立	-	-	-	-	-	-	459,000,000	-	△459,000,000	0	0
処分後残高	円 22,068,194,674	円 5,058,517,493	円 295,420,304	円 2,297,129,954	円 17,048,896	円 7,668,116,647	円 2,538,433,418	円 458,463,321	円 (繰越利益剰余金) 0	円 2,996,896,739	円 32,733,208,060
当年度変動額	117,346,000	7,675,479	-	-	-	7,675,479	-	△458,463,321	1,275,988,820	817,525,499	942,546,978
減債積立金の取崩	-	-	-	-	-	-	-	△458,463,321	458,463,321	0	0
受贈財産の受入	-	7,675,479	-	-	-	7,675,479	-	-	-	-	7,675,479
他会計繰入金の受入	117,346,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	117,346,000
当年度純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	817,525,499	817,525,499	817,525,499
当年度末残高	円 22,185,540,674	円 5,066,192,972	円 295,420,304	円 2,297,129,954	円 17,048,896	円 7,675,792,126	円 2,538,433,418	円 0	円 (当年度未処分利益剰余金) 1,275,988,820	円 3,814,422,238	円 33,675,755,038

令和元年度秋田市水道事業剰余金処分計算書

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	円 22,185,540,674	円 7,675,792,126	円 1,275,988,820
秋田市水道事業等の設置等に関する条例第5条による処分額	458,463,321	-	△1,275,988,820
資本金への組入	458,463,321	-	△458,463,321
減債積立金の積立	-	-	△408,525,499
建設改良積立金の積立	-	-	△409,000,000
処分後残高	22,644,003,995	7,675,792,126	(繰越利益剰余金) 0

令和元年度秋田市水道事業貸借対照表
(令和2年3月31日)

		資 産 の 部			
		円	円	円	円
1 固 定 資 産					
(1) 有 形 固 定 資 産					
イ	土 地		2,034,174,073		
ロ	建 物	4,460,341,947			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△2,673,201,308</u>	1,787,140,639		
ハ	構 築 物	98,200,680,796			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△44,752,823,879</u>	53,447,856,917		
ニ	機 械 及 び 装 置	14,728,980,397			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△12,411,041,932</u>	2,317,938,465		
ホ	車 両 運 搬 具	89,091,514			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△70,131,419</u>	18,960,095		
ヘ	工 具、器 具 及 び 備 品	366,327,978			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△270,975,006</u>	95,352,972		
ト	リ ー ス 資 産	81,384,333			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△2,865,782</u>	78,518,551		
チ	建 設 仮 勘 定		<u>228,888,364</u>		
	有 形 固 定 資 産 合 計			60,008,830,076	
(2) 無 形 固 定 資 産					
イ	電 話 加 入 権		5,504,600		
ロ	ダ ム 使 用 権		1,960,431,700		
ハ	専 用 橋 利 用 権		57,601,157		
ニ	施 設 利 用 権		<u>14,627,218</u>		
	無 形 固 定 資 産 合 計			2,038,164,675	
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産					
イ	出 資 金		<u>4,800,000</u>		
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			4,800,000	
	固 定 資 産 合 計				62,051,794,751
2 流 動 資 産					
(1)	現 金 ・ 預 金			12,208,831,017	
(2)	未 収 金		973,686,701		
	貸 倒 引 当 金		<u>△44,895,919</u>	928,790,782	
(3)	貯 蔵 品			71,381,509	
(4)	前 払 金			<u>4,790,000</u>	
	流 動 資 産 合 計				13,213,793,308
	資 産 合 計				75,265,588,059

		負 債 の 部			
		円	円	円	円
3 固 定 負 債					
(1) 企 業 債					
イ	建設改良費等の財源に 充てるための企業債		<u>21,976,200,862</u>		
	企 業 債 合 計			21,976,200,862	
(2)	リ ー ス 債 務			62,040,228	
(3)	引 当 金				
イ	退 職 給 付 引 当 金		1,188,608,188		
ロ	修 繕 引 当 金		<u>978,113,517</u>		
	引 当 金 合 計			2,166,721,705	
	固 定 負 債 合 計				24,204,962,795

4	流 動 負 債					
(1)	企 業 債					
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		1,505,929,688			
	企 業 債 合 計				1,505,929,688	
(2)	リ ー ス 債 務				9,571,855	
(3)	未 払 金				1,270,021,243	
(4)	引 当 金					
	イ 賞 与 引 当 金		61,756,907			
	ロ 法定福利費引当金		12,073,181			
	引 当 金 合 計				73,830,088	
(5)	預 り 金				190,770,708	
(6)	そ の 他 流 動 負 債				1,500,000	
	流 動 負 債 合 計					3,051,623,582
5	繰 延 収 益					
	長 期 前 受 金				17,704,058,106	
	収 益 化 累 計 額				△3,370,811,462	
	繰 延 収 益 合 計					14,333,246,644
	負 債 合 計					41,589,833,021
資 本 の 部						
6	資 本 金					22,185,540,674
7	剰 余 金					
(1)	資 本 剰 余 金					
	イ 受 贈 財 産 評 価 額		5,066,192,972			
	ロ 補 助 金		295,420,304			
	ハ 寄 附 金		2,297,129,954			
	ニ その他資本剰余金		17,048,896			
	資 本 剰 余 金 合 計				7,675,792,126	
(2)	利 益 剰 余 金					
	イ 建 設 改 良 積 立 金		2,538,433,418			
	ロ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金		1,275,988,820			
	利 益 剰 余 金 合 計				3,814,422,238	
	剰 余 金 合 計					11,490,214,364
	資 本 合 計					33,675,755,038
	負 債 資 本 合 計					75,265,588,059

令和元年度秋田市下水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 下水道事業収	円 10,939,138,000	円 △160,055,000	円 -	円 10,779,083,000	円 10,802,320,909	円 23,237,909	
第1項 営業収益	7,612,848,000	△151,083,000	-	7,461,765,000	7,495,186,040	33,421,040	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 429,704,260円)
第2項 営業外収益	3,326,288,000	△17,249,000	-	3,309,039,000	3,294,022,265	△15,016,735	(") 100,948円)
第3項 特別利益	2,000	8,277,000	-	8,279,000	13,112,604	4,833,604	(") 400,252円)

支 出

区 分	予 算 額							決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考	
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額					合 計
第1款 下水道事業 費 用	9,952, 円 921,000	△381, 円 988,000	円 -	円 0	円 -	9,570, 円 933,000	円 -	9,570, 円 933,000	9,393, 円 208,249	8, 円 400,000	169, 円 324,751	
第1項 営業費用	8,781, 円 559,000	△248, 円 897,000	-	△14, 円 144,000	-	8,518, 円 518,000	-	8,518, 円 518,000	8,349, 円 307,177	8, 円 400,000	160, 円 810,823	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 217,017,159円)
第2項 営業外 費 用	1,167, 円 311,000	△137, 円 860,000	-	14, 円 144,000	-	1,043, 円 595,000	-	1,043, 円 595,000	1,043, 円 593,097	-	1,903	
第3項 特別損失	1,501,000	4,769,000	-	-	-	6,270,000	-	6,270,000	307,975	-	5,962,025	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 4,822円)
第4項 予備費	2,550,000	-	-	-	-	2,550,000	-	2,550,000	-	-	2,550,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額						決算額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	5,495,090,000 円	△211,606,000 円	5,283,484,000 円	1,667,244,000 円	1, 342,000,000 円	8,292,728,000 円	5,841,611,589 円	△2,451, 円 116,411	
第1項 企業債	3,320,200,000	△107,000,000	3,213,200,000	1,215,500,000	658,000,000	5,086,700,000	3,577,000,000	△1,509, 円 700,000	翌年度繰越額 1,413,500,000円
第2項 出資金	852,796,000	-	852,796,000	-	-	852,796,000	852,796,000	0	
第3項 補助金	1,246,000,000	△103,095,000	1,142,905,000	443,874,000	684,000,000	2,270,779,000	1,341,918,770	△928,860,230	翌年度繰越額 928,673,000円
第4項 負担金	76,093,000	△9,373,000	66,720,000	7,870,000	-	74,590,000	69,726,611	△4,863,389	” 12,730,000円
第5項 固定資産 売却代金	1,000	7,862,000	7,863,000	-	-	7,863,000	170,208	△7,692,792	

支 出

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通次繰 越額	合 計		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通次繰 越額	合 計		
第1款 資本的支出	9,809, 円 927,000	△166, 円 744,000	円 -	9,643, 円 183,000	1,792, 円 651,000	1,450, 円 000,000	12,885, 円 834,000	10,083, 円 425,204	2,564, 円 740,000	160, 円 000,000	2,724, 円 740,000	77, 円 668,796	
第1項 建設 改良費	4,313, 円 423,000	△176, 円 499,000	-	4,136, 円 924,000	1,792, 円 651,000	1,450, 円 000,000	7,379, 円 575,000	4,586, 円 926,979	2,564, 円 740,000	160, 円 000,000	2,724, 円 740,000	67, 円 908,021	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 342,760,339円)
第2項 企業債 償還金	5,496, 円 504,000	6,000,000	-	5,502, 円 504,000	-	-	5,502, 円 504,000	5,496, 円 498,225	-	-	-	6, 円 005,775	
第3項 国庫補助金 返 還金	-	3,755,000	-	3,755,000	-	-	3, 755,000	-	-	-	-	3, 円 755,000	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,241,813,615円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額231,932,660円、減債積立金1,018,309,699円、過年度分損益勘定留保資金1,442,801,681円及び当年度分損益勘定留保資金1,548,769,575円で補てんした。

令和元年度秋田市下水道事業損益計算書
(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

	円	円	円
1 営業収益			
(1) 下水道使用料	4,953,682,780		
(2) 他会計負担金	2,110,914,000		
(3) その他営業収益	885,000	7,065,481,780	
2 営業費用			
(1) 管渠費	364,384,892		
(2) ポンプ場費	294,900,401		
(3) 処理場費	574,817,638		
(4) 流域下水道費	957,323,452		
(5) 業務費	311,365,188		
(6) 総係費	210,799,975		
(7) 減価償却費	5,326,107,502		
(8) 資産減耗費	92,590,970	8,132,290,018	
営業損失			1,066,808,238
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	107,366		
(2) 他会計補助金	1,242,030,000		
(3) 補助金	12,625,000		
(4) 長期前受金戻入	2,036,761,999		
(5) 雑収益	2,397,139	3,293,921,504	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	936,854,860		
(2) 雑支出	125,487,605	1,062,342,465	2,231,579,039
経常利益			1,164,770,801
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	5,004,508		
(2) その他特別利益	7,707,844	12,712,352	
6 特別損失			
(1) 固定資産売却損	242,901		
(2) 過年度損益修正損	60,252	303,153	12,409,199
当年度純利益			1,177,180,000
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金			1,018,309,699
変動額			
当年度未処分利益剰余金			2,195,489,699

令和元年度秋田市下水道事業剰余金計算書
(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

	資本金	剰余金								資本合計
		資本剰余金					利益剰余金			
		受贈財産 評価額	負担金	寄附金	補助金	資本剰余金 合計	減債 積立金	未処分 利益剰余金	利益剰余金 合計	
前年度末残高	円 36,259,796,140	円 2,164,792,620	円 1,289,373,539	円 21,327	円 1,219,823,154	円 4,674,010,640	円 -	円 2,141,112,001	円 2,141,112,001	円 43,074,918,781
前年度処分数額	1,122,802,302	-	-	-	-	-	1,018,309,699	△2,141,112,001	△1,122,802,302	0
秋田市水道事業等の設置等 に関する条例第5条による 処	1,122,802,302	-	-	-	-	-	1,018,309,699	△2,141,112,001	△1,122,802,302	0
資本金への組入	1,122,802,302	-	-	-	-	-	-	△1,122,802,302	△1,122,802,302	0

減債積立金の積立	-	-	-	-	-	-	1,018,309,699	△1,018,309,699	0	0
処 分 後 残 高	37,382,598,442	2,164,792,620	1,289,373,539	21,327	1,219,823,154	4,674,010,640	1,018,309,699	(繰越利益剰余金) 0	1,018,309,699	43,074,918,781
当 年 度 変 動 額	852,796,000	27,068,164	-	-	-	27,068,164	△1,018,309,699	2,195,489,699	1,177,180,000	2,057,044,164
減債積立金の取崩	-	-	-	-	-	-	△1,018,309,699	1,018,309,699	0	0
受贈財産の受入	-	27,068,164	-	-	-	27,068,164	-	-	-	27,068,164
他会計繰入金の受入	852,796,000	-	-	-	-	-	-	-	-	852,796,000
当 年 度 純 利 益	-	-	-	-	-	-	-	1,177,180,000	1,177,180,000	1,177,180,000
当 年 度 末 残 高	38,235,394,442	2,191,860,784	1,289,373,539	21,327	1,219,823,154	4,701,078,804	0	(当年度未処分利益剰余金) 2,195,489,699	2,195,489,699	45,131,962,945

令和元年度秋田市下水道事業剰余金処分計算書

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当 年 度 末 残 高	38,235,394,442	4,701,078,804	2,195,489,699
秋田市水道事業等の設置等に関する条例第5条による処分額	1,018,309,699	-	△2,195,489,699
資 本 金 へ の 組 入	1,018,309,699	-	△1,018,309,699
減 債 積 立 金 の 積 立	-	-	△1,177,180,000
処 分 後 残 高	39,253,704,141	4,701,078,804	(繰越利益剰余金) 0

令和元年度秋田市下水道事業貸借対照表
(令和2年3月31日)

	資 産 の 部			
	円	円	円	円
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
イ 土 地		2,785,883,733		
ロ 建 物	4,648,941,985			
減 価 償 却 累 計 額	△2,138,485,623	2,510,456,362		
ハ 構 築 物	203,466,677,932			
減 価 償 却 累 計 額	△64,358,054,543	139,108,623,389		
ニ 機 械 及 び 装 置	23,559,196,881			
減 価 償 却 累 計 額	△15,178,049,710	8,381,147,171		
ホ 車 両 運 搬 具	23,402,403			
減 価 償 却 累 計 額	△17,776,021	5,626,382		
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	32,122,135			
減 価 償 却 累 計 額	△20,854,502	11,267,633		
ト 建 設 仮 勘 定		2,606,587,738		
有 形 固 定 資 産 合 計			155,409,592,408	
(2) 無 形 固 定 資 産				
イ 施 設 利 用 権		9,271,069,759		
ロ 電 話 加 入 権		12,219,200		
無 形 固 定 資 産 合 計			9,283,288,959	
固 定 資 産 合 計				164,692,881,367
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 ・ 預 金			4,687,042,792	

(2) 未収金	662,007,370	
貸倒引当金	<u>△55,110,717</u>	606,896,653
(3) 前払金		394,124,000
(4) その他流動資産		<u>100,000</u>
流動資産合計		<u>5,688,163,445</u>
資産合計		<u>170,381,044,812</u>

※この他に次年度以降分割納付分として受益者負担金14,265,000円および分担金574,740円を予定している。

		負債の部		
		円	円	円
3	固定負債			
(1)	企業債			
イ	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>60,984,651,391</u>		
	企業債合計		60,984,651,391	
(2)	引当金			
イ	退職給付引当金	618,528,809		
ロ	修繕引当金	<u>1,016,774,000</u>		
	引当金合計		<u>1,635,302,809</u>	
	固定負債合計			62,619,954,200
4	流動負債			
(1)	企業債			
イ	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>5,593,180,628</u>		
	企業債合計		5,593,180,628	
(2)	未払金		997,789,591	
(3)	引当金			
イ	賞与引当金	34,798,183		
ロ	法定福利費引当金	<u>6,818,328</u>		
	引当金合計		<u>41,616,511</u>	
(4)	その他流動負債		<u>2,267,448</u>	
	流動負債合計			6,634,854,178
5	繰延収益			
	長期前受金		67,679,331,996	
	収益化累計額		<u>△11,685,058,507</u>	
	繰延収益合計			<u>55,994,273,489</u>
	負債合計			<u>125,249,081,867</u>
		資本の部		
6	資本金			38,235,394,442
7	剰余金			
(1)	資本剰余金			
イ	受贈財産評価額	2,191,860,784		
ロ	負担金	1,289,373,539		
ハ	寄附金	21,327		
ニ	補助金	<u>1,219,823,154</u>		
	資本剰余金合計		4,701,078,804	
(2)	利益剰余金			
イ	当年度未処分利益剰余金	<u>2,195,489,699</u>		
	利益剰余金合計		<u>2,195,489,699</u>	
	剰余金合計			<u>6,896,568,503</u>
	資本合計			<u>45,131,962,945</u>
	負債資本合計			<u>170,381,044,812</u>

令和元年度秋田市農業集落排水事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 農業集落排水事業収益	円 754,941,000	円 △40,579,000	円 -	円 714,362,000	円 718,510,176	円 4,148,176	
第1項 営業収益	131,150,000	△1,191,000	-	129,959,000	130,847,072	888,072	(うち、消費税及び地方消費税相当分 10,331,173円)
第2項 営業外収益	623,790,000	△55,095,000	-	568,695,000	571,955,516	3,260,516	
第3項 特別利益	1,000	15,707,000	-	15,708,000	15,707,588	△412	
第2款 個別排水処理事業収益	34,846,000	△2,861,000	-	31,985,000	32,028,196	43,196	
第1項 営業収益	9,154,000	△649,000	-	8,505,000	8,549,533	44,533	(うち、消費税及び地方消費税相当分 678,788円)
第2項 営業外収益	25,690,000	△2,212,000	-	23,478,000	23,478,663	663	
第3項 特別利益	2,000	-	-	2,000	-	△2,000	
合 計	789,787,000	△43,440,000	-	746,347,000	750,538,372	4,191,372	

支 出

区 分	予 算 額							決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考	
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額					
第1款 農業集落排水事業費用	円 752,019,000	円 △40,207,000	円 -	円 -	円 -	円 711,812,000	円 -	円 711,812,000	円 692,932,332	円 -	円 18,879,668	
第1項 営業費用	692,655,000	△39,738,000	-	-	-	652,917,000	-	652,917,000	636,115,815	-	16,801,185	(うち、消費税及び地方消費税相当分 15,461,028円)
第2項 営業外費用	58,814,000	△469,000	-	-	-	58,345,000	-	58,345,000	56,816,517	-	1,528,483	
第3項 特別損失	50,000	-	-	-	-	50,000	-	50,000	-	-	50,000	
第4項 予備費	500,000	-	-	-	-	500,000	-	500,000	-	-	500,000	
第2款 個別排水処理事業費用	35,601,000	△3,039,000	-	-	-	32,562,000	-	32,562,000	31,498,888	-	1,063,112	
第1項 営業費用	33,570,000	△3,039,000	-	-	-	30,531,000	-	30,531,000	29,571,396	-	959,604	(うち、消費税及び地方消費税相当分 1,205,166円)
第2項 営業外費用	1,929,000	-	-	-	-	1,929,000	-	1,929,000	1,927,492	-	1,508	
第3項 特別損失	2,000	-	-	-	-	2,000	-	2,000	-	-	2,000	
第4項 予備費	100,000	-	-	-	-	100,000	-	100,000	-	-	100,000	
合 計	787,620,000	△43,246,000	-	-	-	744,374,000	-	744,374,000	724,431,220	-	19,942,780	

(2) 資本的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 農業集落排水 事業資本的収入	円 240,129,000	円 △48,021,000	円 192,108,000	円 -	円 -	円 192,108,000	円 191,724,200	円 △383,800	
第1項 企業債	40,000,000	△3,000,000	37,000,000	-	-	37,000,000	37,000,000	0	
第2項 出資金	101,005,000	△1,713,000	99,292,000	-	-	99,292,000	99,292,000	0	
第3項 補助金	57,000,000	△8,960,000	48,040,000	-	-	48,040,000	48,040,000	0	
第4項 負担金	40,000,000	△34,348,000	5,652,000	-	-	5,652,000	5,268,200	△383,800	
第5項 基金 繰入	2,124,000	-	2,124,000	-	-	2,124,000	2,124,000	0	
第2款 個別排水処理 事業資本的収入	17,585,000	△3,096,000	14,489,000	-	-	14,489,000	10,891,400	△3,597,600	
第1項 企業債	6,100,000	△6,100,000	0	-	-	0	-	0	
第2項 出資金	11,049,000	3,092,000	14,141,000	-	-	14,141,000	10,781,000	△3,360,000	
第3項 負担金	436,000	△88,000	348,000	-	-	348,000	110,400	△237,600	
合 計	257,714,000	△51,117,000	206,597,000	-	-	206,597,000	202,615,600	△3,981,400	

支 出

区 分	予 算 額							決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			備 考	
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法 第26条の規 定による 繰越額	継続費通 次繰 越額	合 計		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費通 次繰 越額	合 計		不用額
第1款 農業集落排水 事業資本的支出	円 459,179,000	円 △48,032,000	円 -	円 411,147,000	円 -	円 -	円 411,147,000	円 408,469,284	円 -	円 -	円 -	円 2,677,716	
第1項 建設 改良費	164,233,000	△48,021,000	-	116,212,000	-	-	116,212,000	113,534,645	-	-	-	2,677,355	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 9,939,408円)
第2項 企業債 償還金	294,933,000	-	-	294,933,000	-	-	294,933,000	294,932,639	-	-	-	361	
第3項 投資	13,000	△11,000	-	2,000	-	-	2,000	2,000	-	-	-	0	
第2款 個別排水処理 事業資本的支出	24,409,000	△2,996,000	-	21,413,000	-	-	21,413,000	17,656,919	-	-	-	3,756,081	
第1項 建設 改良費	16,359,000	△2,996,000	-	13,363,000	-	-	13,363,000	9,608,003	-	-	-	3,754,997	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 150,111円)
第2項 企業債 償還金	8,050,000	-	-	8,050,000	-	-	8,050,000	8,048,916	-	-	-	1,084	
合 計	483,588,000	△51,028,000	-	432,560,000	-	-	432,560,000	426,126,203	-	-	-	6,433,797	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額223,510,603円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,233,283円、減債積立金20,064,184円及び過年度分損益勘定留保資金198,213,136円で補てんした。

令和元年度秋田市農業集落排水事業損益計算書
(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

	円	円	円	円
1 農業集落排水事業営業収益				
(1) 農業集落排水施設使用料	119,586,899			
(2) 他会計負担金	<u>929,000</u>	120,515,899		
2 個別排水処理事業営業収益				
(1) 個別排水処理施設使用料	2,174,824			
(2) 特定地域生活排水処理施設 使 用 料	<u>5,695,921</u>	<u>7,870,745</u>	128,386,644	
3 農業集落排水事業営業費用				
(1) 管 渠 費	31,659,140			
(2) 処 理 場 費	133,550,219			
(3) 業 務 費	4,780,395			
(4) 総 係 費	15,138,039			
(5) 減 価 償 却 費	431,600,751			
(6) 資 産 減 耗 費	<u>3,926,243</u>	620,654,787		
4 個別排水処理事業営業費用				
(1) 個別排水処理施設 浄 化 槽 費	3,745,922			
(2) 個別排水処理施設 業 務 費	87,273			
(3) 個別排水処理施設 減 価 償 却 費	3,330,289			
(4) 特定地域生活排水処理施設 浄 化 槽 費	10,365,600			
(5) 特定地域生活排水処理施設 業 務 費	272,386			
(6) 特定地域生活排水処理施設 減 価 償 却 費	<u>10,564,760</u>	<u>28,366,230</u>	<u>649,021,017</u>	
営業損失				520,634,373
5 農業集落排水事業営業外収益				
(1) 受取利息及び配当金	40,750			
(2) 他会計補助金	335,922,000			
(3) 長期前受金戻入	232,760,937			
(4) 雑 収 益	<u>2,747,778</u>	571,471,465		
6 個別排水処理事業営業外収益				
(1) 個別排水処理施設 他 会 計 補 助 金	5,444,000			
(2) 個別排水処理施設 長 期 前 受 金 戻 入	276,104			
(3) 特定地域生活排水処理施設 他 会 計 補 助 金	16,596,000			
(4) 特定地域生活排水処理施設 長 期 前 受 金 戻 入	<u>1,162,559</u>	<u>23,478,663</u>	594,950,128	
7 農業集落排水事業営業外費用				
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	56,816,517			
(2) 雑 支 出	<u>10,405,465</u>	67,221,982		
8 個別排水処理事業営業外費用				
(1) 個別排水処理施設 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	242,101			
(2) 特定地域生活排水処理施設 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	<u>1,685,391</u>	<u>1,927,492</u>	<u>69,149,474</u>	<u>525,800,654</u>

経 常 利 益				5,166,281
9 農業集落排水事業特別利益				
(1) その他特別利益	15,707,588	15,707,588	15,707,588	15,707,588
当 年 度 純 利 益				20,873,869
前年度繰越利益剰余金				0
その他未処分利益剰余金				20,064,184
変 動 額				20,064,184
当年度未処分利益剰余金				40,938,053

令和元年度秋田市農業集落排水事業剰余金計算書
(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

	資 本 金	剰 余 金						資 本 合 計
		資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		負 担 金	補 助 金	資本剰余金 合 計	減 債 積 立 金	未 処 分 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計	
前 年 度 末 残 高	円 2,911,254,179	円 3,560,414	円 219,083,940	円 222,644,354	円 -	円 42,854,590	円 42,854,590	円 3,176,753,123
前 年 度 処 分 額	22,790,406	-	-	-	20,064,184	△42,854,590	△22,790,406	0
秋田市水道事業等の設置等に関する条例第5条による処 分	22,790,406	-	-	-	20,064,184	△42,854,590	△22,790,406	0
資本金への組入	22,790,406	-	-	-	-	△22,790,406	△22,790,406	0
減債積立金の積立	-	-	-	-	20,064,184	△20,064,184	0	0
処 分 後 残 高	2,934,044,585	3,560,414	219,083,940	222,644,354	20,064,184	(繰越利益剰余金) 0	20,064,184	3,176,753,123
当 年 度 変 動 額	110,073,000	-	-	-	△20,064,184	40,938,053	20,873,869	130,946,869
減債積立金の取崩	-	-	-	-	△20,064,184	20,064,184	0	0
他会計繰入金の受入	110,073,000	-	-	-	-	-	-	110,073,000
当 年 度 純 利 益	-	-	-	-	-	20,873,869	20,873,869	20,873,869
当 年 度 末 残 高	3,044,117,585	3,560,414	219,083,940	222,644,354	0	(当年度未処分利益剰余金) 40,938,053	40,938,053	3,307,699,992

令和元年度秋田市農業集落排水事業剰余金処分計算書

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利 益 剰 余 金
当 年 度 末 残 高	円 3,044,117,585	円 222,644,354	円 40,938,053
秋田市水道事業等の設置等に関する条例第5条による処 分	20,064,184	-	△40,938,053
資本金への組入	20,064,184	-	△20,064,184
減債積立金の積立	-	-	△20,873,869
処 分 後 残 高	3,064,181,769	222,644,354	(繰越利益剰余金) 0

令和元年度秋田市農業集落排水事業貸借対照表
(令和2年3月31日)

		資 産 の 部		円	円
		円	円	円	円
1 固 定 資 産					
(1) 有 形 固 定 資 産					
イ 土 地			112,061,783		
ロ 建 物	2,187,191,808				
減 価 償 却 累 計 額	<u>△615,865,832</u>	1,571,325,976			
ハ 構 築 物	11,256,378,587				
減 価 償 却 累 計 額	<u>△2,846,899,978</u>	8,409,478,609			
ニ 機 械 及 び 装 置	2,635,056,490				
減 価 償 却 累 計 額	<u>△1,969,596,335</u>	665,460,155			
ホ 工 具、器 具 及 び 備 品	270,000				
減 価 償 却 累 計 額	<u>△23,850</u>	246,150			
ヘ 建 設 仮 勘 定			29,135,928		
有 形 固 定 資 産 合 計				10,787,708,601	
(2) 無 形 固 定 資 産					
イ 電 話 加 入 権			4,176,000		
無 形 固 定 資 産 合 計				4,176,000	
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産					
イ 基 金			11,518,000		
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計				11,518,000	
固 定 資 産 合 計					10,803,402,601
2 流 動 資 産					
(1) 現 金 ・ 預 金				605,272,318	
(2) 未 収 金		74,653,023			
貸 倒 引 当 金		<u>△806,717</u>		73,846,306	
流 動 資 産 合 計					679,118,624
資 産 合 計					<u>11,482,521,225</u>

		負 債 の 部		円	円
		円	円	円	円
3 固 定 負 債					
(1) 企 業 債					
イ 建 設 改 良 費 等 の 財 源 に 充 てる ため の 企 業 債			2,890,142,678		
企 業 債 合 計				2,890,142,678	
(2) 引 当 金					
イ 退 職 給 付 引 当 金		25,418,147			
ロ 修 繕 引 当 金		<u>16,000,000</u>			
引 当 金 合 計				41,418,147	
固 定 負 債 合 計					2,931,560,825
4 流 動 負 債					
(1) 企 業 債					
イ 建 設 改 良 費 等 の 財 源 に 充 てる ため の 企 業 債			305,609,345		
企 業 債 合 計				305,609,345	
(2) 未 払 金				35,462,331	
(3) 引 当 金					
イ 賞 与 引 当 金		2,412,668			
ロ 法 定 福 利 費 引 当 金		<u>474,504</u>			
引 当 金 合 計				2,887,172	

(4) その他流動負債		379,030	
流動負債合計			344,337,878
5 繰延収益			
長期前受金		6,452,049,216	
収益化累計額		△1,553,126,686	
繰延収益合計			4,898,922,530
負債合計			8,174,821,233
資 本 の 部			
6 資本金			3,044,117,585
7 剰余金			
(1) 資本金剰余金			
イ 負担金		3,560,414	
ロ 補助金		219,083,940	
資本剰余金合計			222,644,354
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金		40,938,053	
利益剰余金合計			40,938,053
剰余金合計			263,582,407
資本合計			3,307,699,992
負債資本合計			11,482,521,225

秋田市告示第249号

次の後期高齢者医療保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年9月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和2年度後期高齢者医療保険料納入通知書

教 委 告 示

秋田市教委告示第13号

令和2年9月24日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和2年9月16日

秋田市教育委員会
教育長 佐 藤 孝 哉

選 管 告 示

秋市選管告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙

権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

令和2年9月1日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 1 50分の1の数 5,270人
- 2 3分の1の数 87,821人

秋市選管告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定により設けた投票区の区域の一部を次のとおり変更したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第9条の2の規定により告示する。

令和2年9月1日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

投票区	区 域
秋田市第10投票区 （旧牛島児童館）	榎山愛宕下1番から11番まで、牛島東一丁目、牛島東二丁目、牛島東三丁目および牛島西一丁目を除く。
秋田市第9投票区 （秋田市南部市民サービスセンター別館）	榎山愛宕下1番から11番まで、牛島東一丁目、牛島東二丁目、牛島東三丁目および牛島西一丁目を加える。

秋市選管告示第5号

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年9月1日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙公報の

発行に関する規程の一部を改正する規程

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程（平成14年秋田市選管告示第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「様式第2号」の次に「。秋田市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が提供する同様式の電磁的記録（電子式方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む」を加え、「記載した同一の」を「記載し、又は記録した」に改め、「2通」を削り、「2枚」を「（電磁的記録を含む。以下同じ。）」に、「秋田市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）」を「委員会」に改め、同条第2項中「概ね縦5センチメートル、横4センチメートルのものでその裏面に候補者の氏名を記載した」を「おおむね縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、書面による掲載文に貼り付ける写真を添付するときは、当該写真の裏面に候補者の氏名を記載するものとする。

第3条第1項中「黒色の色素により、明瞭かつ、濃淡が無いよ

うに記載しなければ」を「無彩色で記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第2項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に、「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第4条第1項中「の記載」を削り、「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同条第2項中「記載しよう」を「記載し、又は記録しよう」に、「記載する」を「記載し、又は記録する」に、「概ね」を「おおむね」に、「第2条第1項の規定により掲載することができる写真および前条第2項の」を「原稿用紙の写真欄および」に改める。

第6条第1項中「記載した同一の」を「記載し、又は記録した」に改め、「2通」を削る。

第8条第1項中「の様式は、委員会が選挙のつど定める」を「は、選挙公報様式（様式第5号）に準じて作成する」に、「黒色」を「無彩色」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、特別の事情があるときは、活字製版により印刷することができる。

様式第1号中「下記のとおり」を削り、「宛先」を「あて先」に改め、「記」以下を削る。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第2条関係）

選挙公報掲載文原稿用紙

選挙

候補者氏名	
連絡先責任者	
連絡先電話番号	

掲 載 文 本 文	写 真 欄 貼 付 用 紙 の 裏 面 に 写 真 を 貼 付 し 出 し 添 付 せ ら れ ば 可 能 な り ます 。
	氏 名 欄

備考

- 1 通称使用の認定を受けた候補者については、氏名は通称のみを使用してください。
- 2 写真は、無帽、正面、上半身、無背景のおおむね縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのものとし、その裏面に候補者の氏名を記載し提出してください。

様式第3号中「2通」を削り、「宛先」を「あて先」に改める。

様式第4号中「宛先」を「あて先」に改める。

様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第5号（第8条関係）

一 議会の議員の選挙公報の場合

選挙 選挙公報 年 月 日執行 秋田市選挙管理委員会

2	1
4	3
6	5
8	7

備考

- 1 掲載が2ページ以上にわたる場合は、用紙の両面に印刷するものとし、欄外にページを付するものとする。
- 2 1から8までの数字は、掲載の順序を示し、2ページ以上にわたる場合の各ページの掲載順序は、この順序の例による。ただし、立候補者の数又は印刷等の都合により枠の組み立てを変更することがあるものとする。

二 長の選挙公報の場合

選挙 選挙公報 年 月 日執行 秋田市選挙管理委員会

1
2
3

備考

- 1 掲載が2ページ以上にわたる場合は、用紙の両面に印刷するものとし、欄外にページを付するものとする。
- 2 1から3までの数字は、掲載の順序を示し、2ページ以上にわたる場合の各ページの掲載順序は、この順序の例による。ただし、立候補者の数又は印刷等の都合により枠の組み立てを変更することがあるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

秋市選管告示第6号

令和2年9月1日現在で調製した秋田海区漁業調整委員会選挙人名簿を、漁業法（昭和24年法律第267号）第89条第5項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供するので告示する。

令和2年9月1日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

1 縦覧期間

令和2年10月20日から同年11月3日まで

2 場 所

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市選挙管理委員会事務局

3 時 間

午前8時30分から午後5時まで

秋市選管告示第7号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第1項、第3項および第5項の規定に基づき、令和2年9月24日執行予定の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の補欠選挙における選挙長および選挙長職務代理者ならびに選挙立会人を次のとおり選任したので、同条第7項の規定によりその住所および氏名を告示する。

令和2年9月1日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

令和2年9月24日執行予定

秋田市孫左衛門堰土地改良区総代補欠選挙
選挙長・同職務代理者・選挙立会人一覧表

選挙区	区 分	住 所	氏 名
第4選挙区	選挙長	秋田市太平黒沢字野崎66番地	渡 邊 兵太郎
	職 務代理者	秋田市太平寺庭字寺庭177番地	永 井 敬 悦
	選 挙立会人	秋田市太平山谷字十三岱92番地	鈴 木 鉄 男
	選 挙立会人	秋田市太平寺庭字寺庭166番地	利 部 敏

秋市選管告示第8号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第6条第1項の規定に基づき、秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の補欠選挙を次のとおり行うことと定めたので、同条第3項および第4項の規定により告示する。

令和2年9月16日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

1 選挙の期日

令和2年9月24日

2 投票の時間

午前9時から午後3時まで

3 選挙すべき総代の数

3人

秋市選管告示第9号

令和2年9月24日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代補欠選挙において、当選した者の住所および氏名は次のとおりであるので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第2項の規定により告示する。

令和2年9月25日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

第4選挙区

氏 名	住 所
佐々木 政 美	秋田市太平黒沢字野崎74番地
佐 藤 博 英	秋田市太平山谷字野田39番地
秋 山 重 善	秋田市太平寺庭字寺庭88番地

秋市選管告示第10号

令和2年9月24日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代補欠選挙において、当選人に当選証書を付与したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第22条第2項の規定により、当選人の住所および氏名を次のとおり告示する。

令和2年9月25日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

第4選挙区

氏 名	住 所
佐々木 政 美	秋田市太平黒沢字野崎74番地
佐 藤 博 英	秋田市太平山谷字野田39番地
秋 山 重 善	秋田市太平寺庭字寺庭88番地

孫選挙長告示

孫選挙長告示第1号

令和2年9月24日執行予定の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の補欠選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

令和2年9月1日

秋田市孫左衛門堰土地改良区総代補欠選挙
第4選挙区選挙長 渡 邊 兵 太 郎

1 場所

秋田市太平目長崎字本町26番地1
秋田市孫左衛門堰土地改良区事務所

2 日時

- (1) 令和2年9月16日 午前8時30分から午後5時まで
- (2) 令和2年9月17日 午前8時30分から午後5時まで

孫選挙長告示第2号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第17条の3第1項の規定に基づき、令和2年9月24日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代補欠選挙における候補者の届出が次のとおりあったので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年9月18日

秋田市孫左衛門堰土地改良区総代補欠選挙
第4選挙区選挙長 渡 邊 兵 太 郎

第4選挙区

受付番号	候補者氏名	住 所
1	佐々木 政 美	秋田市太平黒沢字野崎74番地
2	佐 藤 博 英	秋田市太平山谷字野田39番地
3	秋 山 重 善	秋田市太平寺庭字寺庭88番地

孫選挙長告示第3号

令和2年9月24日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代補欠選挙について、各選挙区で届出のあった候補者が、選挙すべき総

代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

令和2年9月18日

秋田市孫左衛門堰土地改良区総代補欠選挙
第4選挙区選挙長 渡 邊 兵 太 郎
選挙すべき総代の数
第4選挙区 3人

孫選挙長告示第4号

令和2年9月24日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代補欠選挙における選挙会の場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

令和2年9月18日

秋田市孫左衛門堰土地改良区総代補欠選挙
第4選挙区選挙長 渡 邊 兵 太 郎

1 場所

秋田市太平目長崎字本町26番地1
秋田市孫左衛門堰土地改良区事務所

2 日時

令和2年9月25日 午前9時30分から

農 委 告 示

秋田市農委告示第10号

令和2年9月17日午後2時中央市民サービスセンター洋室4に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和2年9月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋
案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農用地利用集積計画（令和2年度第6号）に関する件
- 3 非農地証明申請に関する件
- 4 令和3年度秋田市農業施策等に対する要望に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第32号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により指定給水装置工事事業者の指定の更新を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

令和2年9月7日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

事業者名	代表者	所在地	指定の有効期限
塚田工業株式会社	塚 田 哲 雄	秋田市高陽幸町2番47号	令和7年9月29日
川上設備工業株式会社	川 上 正 明	潟上市昭和豊川竜毛字坂の下2番地	令和7年9月29日

秋田市上下水道局告示第33号

次の下水道事業受益者負担金督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかつたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条第5項の規定によりその例によることとされる国税通則法（昭和37年法律第66号）第14条第1項の規定により公示送達する。

なお、当該下水道事業受益者負担金督促状は、上下水道局お客様センターに保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年9月10日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名
住所 秋田市中通三丁目2番38号 スカイパーク102-412
氏名 中牟田地産株式会社
- 2 送達する書類
下水道事業受益者負担金督促状（令和2年7月分）

秋田市上下水道局告示第34号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和2年9月15日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

事業者名	代表者	所在地	指 定 年月日
株式会社Otias	齋 藤 伸 治	山形県東根市大字若木字七窪5555番地の8	令和2年 9月2日

公 告

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

令和2年9月3日

秋田市長 穂 積 志

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名（内容については仕様書・設計書（省略）参照）
秋田市太平山自然学習センター大屋根研修棟外壁石積み修繕
 - (2) 履行場所
秋田市太平山自然学習センター
（秋田市仁別字マンタラメ227番地1）
 - (3) 履行期間
契約日の翌日から令和2年12月4日（金）まで
 - (4) 入札参加要件
 - ア 秋田市の建設工事の土木、建築又は造園のいずれかに登録されていること。
 - イ 秋田市内に本社、支店又は営業所等を有している者であること。
 - ウ 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回

以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

- エ 市税に滞納がある者ではないこと。
- オ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。
- カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- キ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 日時
令和2年9月30日（水）午前10時
- (2) 場所
秋田市太平山自然学習センター 会議室
（秋田市仁別字マンタラメ227番地1）
- (3) 入札保証金
免除
- (4) 契約日
落札が決定した日から令和2年10月6日（火）まで
- (5) 注意事項
 - ア 秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
 - エ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
 - オ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、入札時に委任状を提出すること。
なお、入札書には代理人の印を押すこと。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 受付期間
令和2年9月4日（金）から同月15日（火）まで。ただし、同月14日（月）は休館日のため受付できない。
- (2) 受付時間
午前9時から午後5時までとする。
- (3) 受付場所
秋田市太平山自然学習センター 事務室
（秋田市仁別字マンタラメ227番地1）
- (4) 提出書類
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
 - イ 業務実績調書（様式2（省略））
提出日現在までの業務受注状況がわかるもの（契約書等の写しを添付すること。）
 - ウ 誓約・同意書（様式3（省略））
 - エ 納税証明書（各証明書類は直近のもの。写し可）
 - ア 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は個人市民税）
 - イ 秋田市に納めた固定資産税

オ 登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」秋田地方務局で発行。個人事業主は住民票。写し可）

※ 申込日から3か月以内に発行されたもの

(5) その他

ア 申込書等は、秋田市太平山自然学習センターへの持参によるもののみ受け付ける。

イ 関係書類等は、秋田市太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 資格審査の結果等により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。

(3) 上記(1)および(2)の通知については、令和2年9月23日（水）までに電子メール等により送付する。

5 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）

(4) 仕様書等の内容に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）

秋田市公告

市有物件の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和2年9月4日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行地区内

所在地	地積	最低入札価格
秋田市手形字西谷地76ブロック5 ロット	128㎡	9,344,000円

2 入札参加者の資格

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 入札の場所および日時

(1) 場所

秋田市役所本庁舎3階会議室3-D

(2) 入札

令和2年10月14日（水）

午前10時（入札申込受付は、午前9時から午前9時50分まで）

(3) 開札

入札締切後直ちに開札

4 事前受付

(1) 場所

秋田市手形字山崎44番地3

秋田駅東地区土地区画整理事業事務所

(2) 期間

令和2年10月7日（水）午後1時から同月13日（火）までの執務時間内

5 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市手形字山崎44番地3 秋田駅東地区土地区画整理事業事務所

6 入札保証金

(1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。

(2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に振り替えることができる。

(3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

7 入札無効に関する事項

(1) 郵便による入札は認めないものとする。

(2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

8 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に契約を締結しなければならない。

9 契約保証金

(1) 契約者は、契約締結後直ちに契約保証金（契約金額の100分の10以上で入札保証金充当分を差し引く。）を納めなければならない。

(2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

10 売払代金

契約者は、契約締結後14日以内に売払代金（契約保証金充当分を差し引く。）を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

11 売払物件の案内日時および場所

秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行地区内

秋田市手形字西谷地76ブロック5ロット

(1) 日時

令和2年10月7日（水）

午前10時から午前10時10分まで

(2) 集合場所

現地

秋田市公告

市有地の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和2年9月10日

秋田市長 穂 積 志

1 売払地の表示

所在地	地目	面積	最低入札価格
秋田市御野場六丁目1番11	雑種地	312.91㎡	7,667,000円

2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

(1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同法

第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者

- (3) 次のいずれかに該当する者でその事案があった後2年を経過しない者およびその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

3 入札の場所および日時

- (1) 場所
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市役所5階 第3委員会室
- (2) 入札
令和2年10月9日(金)午前10時
(入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで)
- (3) 開札
入札締切後直ちに開札

4 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部財産管理活用課

5 入札保証金

- (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。
- (2) 入札保証金は、還付又は契約保証金(契約金額の100分の10以上)の納付に充当することができる。
- (3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

6 入札無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に、売買契約書により契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

- (1) 契約者は、契約締結後直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。
- (2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

9 売払代金

契約者は、契約締結後30日以内に、売払代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 売払物件の説明日時および場所

秋田市御野場六丁目1番11

- (1) 日時
令和2年9月23日(水)午前10時から
- (2) 集合場所
現地

秋田市公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により、令和2年5月21日付け秋田市指令第3669号で許可した開発行為について、次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和2年9月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 工事が完了した工区
第二工区
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
秋田市仁井田字潟中島217番2、秋田市仁井田潟中町268番2、552番および268番1地先道水路
- 3 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市山王六丁目4番12号
昭和不動産株式会社
代表取締役 三 浦 則 昭

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画(昭和48年秋田市告示第25号)を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

令和2年9月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課
- 2 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

秋田市公告

地区計画の案を作成したいので、秋田市地区計画等の案の作成手続に関する条例(昭和59年秋田市条例第28条)第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画変更の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第2項に規定する者は、当該地区計画変更の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに市に意見書を提出することができる。

令和2年9月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画地区計画 広面谷内佐渡地区計画
- 2 位置および区域
秋田市広面字谷内佐渡、柳田字川崎および字境田地内
- 3 縦覧期間
令和2年9月25日から同年10月9日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 4 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和2年度第6号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和2年9月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類
農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和2年7月10日付け秋田市指令第4444号で許可した開発行為について、次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和2年9月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
秋田市八橋イサノ二丁目94番1および95番1
- 2 開発許可を受けたものの住所および氏名
秋田市飯島飯田一丁目12番40号
社会福祉法人翼友会
理事長 間 山 昭

秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第2条第1項の規定に基づき、秋田市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり公募するので、同条例第2条第3項の規定により公告する。

令和2年9月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公の施設の概要
 - (1) 名称
秋田市雄和ふれあいプラザ
 - (2) 所在地
秋田市雄和妙法字上大部77番地1
 - (3) 設置目的
高齢者の心身の健康を保持し、ふれあいを深めるとともに、高齢者およびその家族に対する相談、指導等の援助を行うことにより、高齢者の保健福祉の増進を図ることを目的とする。
 - (4) 規模等
木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建、延床面積297.30平方メートル
 - (5) 主な施設設備
研修室、和室、相談室、調理実習室、浴室および事務室
- 2 指定管理者が行う管理の業務
 - (1) プラザの使用の許可に関すること。
 - (2) プラザの使用の制限および停止ならびに使用の許可の取消しに関すること。

- (3) プラザの施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が施設の管理運営上必要と認める業務
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（予定）
- 4 申請に必要な資格等
 - (1) 申請に必要な資格
秋田市内に本部又は支部等を有し、市内で社会福祉施設を運営している社会福祉法人であること。
 - (2) 申請することができない法人
 - ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により市の公の施設に係る指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない法人
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する法人で、その事実があった後2年を経過していない者（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者を代理人、支配人その他の使用人として使用する法人を含む。）
 - ウ 申請の日において現に市の指名停止措置を受けている法人
 - エ 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている法人
 - オ 秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第2項に規定する法人
 - カ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する法人
 - キ 市税に滞納がある法人
- 5 募集要項等の交付
7(2)に掲げる場所で、秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項に規定する休日を除き、令和2年9月28日（月）から同年10月26日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。
- 6 説明会
 - (1) 日時および場所
募集要項に記載する日時および場所
 - (2) その他
説明会に参加希望の法人は、事前に9(4)に連絡すること。
- 7 申請の手續
 - (1) 提出期限
令和2年10月26日（月）午後5時15分
 - (2) 提出場所
郵便番号010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市福祉保健部長寿福祉課（電話 018-888-5666）
 - (3) 指定管理者の指定を受けようとする法人は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
 - ア 公の施設の管理に関する事業計画書
 - イ 公の施設の管理に関する収支予算書
 - ウ 定款、規約又はこれらに類する書類
 - エ 登記事項証明書
 - オ 財務の状況を示す書類
 - カ 誓約書
 - キ その他市長が必要と認める書類
- 8 選定の方法および時期
 - (1) 福祉保健部指定管理者選定委員会において、申請書類の審

査およびヒアリングを実施の上、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める法人を指定管理者の候補者として選定する。

ア 市民の平等な利用が確保されること。

イ 公の施設の設置の目的が効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ その他公の施設の設置の目的又は性質に応じ、必要と認めて定める基準

(2) 選定は令和2年11月に行い、その開催日時および選定結果については、書面により通知する。

9 その他

- (1) 指定管理者の候補者を、市議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (2) 管理に係る経費に充てるため、年度ごとに予算の範囲内で委託料を支払う。
- (3) 詳細は、募集要項による。
- (4) 問合せ先
秋田市福祉保健部長寿福祉課（電話 018-888-5666）

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和2年8月21日付け秋田市指令第4922号で許可した開発行為について、次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和2年9月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
秋田市仁井田字大野462番
- 2 開発許可を受けたものの住所および氏名
秋田市仁井田新田一丁目15番31号
セゾンフローラ202
工 藤 雄 平
秋田市仁井田新田一丁目15番31号
セゾンフローラ202
工 藤 未 咲

教 委 公 告

秋田市教委公告

令和3年度に秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立秋田商業高等学校学則（平成3年秋田市教委規則第8号）第8条第2項の規定により公告する。

令和2年9月15日

秋田市教育委員会
教育長 佐 藤 孝 哉

- 1 選抜の種類
前期選抜および一般選抜を設定する。
- 2 入学願書の提出期日および提出先
 - (1) 提出期日
 - ア 前期選抜
令和3年1月15日（金）から同月19日（火）正午まで
 - イ 一般選抜
令和3年2月12日（金）から同月16日（火）正午まで
 - (2) 提出先

秋田市立秋田商業高等学校長

- 3 入学検定料
2,200円
- 4 入学志願者検査日
 - (1) 前期選抜
令和3年1月28日（木） 学力検査および面接
 - ア 実施教科
3教科（国語、数学および英語）
 - イ 面接
学力検査終了後、秋田市立秋田商業高等学校において行う。
 - (2) 一般選抜
令和3年3月9日（火） 学力検査および面接
 - ア 実施教科
5教科（国語、社会、数学、理科および英語）
 - イ 面接
学力検査終了後、秋田市立秋田商業高等学校において行う。
- 5 出願資格
 - (1) 前期選抜
次のアおよびイを満たしている者
 - ア 中学校又はこれに準ずる学校を令和3年3月に卒業する見込みの者（中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。）
 - イ 次の(ア)~(ウ)の全ての条件を満たす者
 - (ア) 基本的な生活習慣が身に付いており、学習成績が良好である者
 - (イ) 商業の学びに興味・関心があり、自らを成長させようとする強い意志をもっている者
 - (ウ) 中学校在学中の部活動等において、県レベル以上の大会等での活動実績があるか又はそれと同等の優れた能力を有しており、入学後も学業との両立を図りながら、本校の部活動において中核的存在として活躍することを望んでいる者
 - (2) 一般選抜
次のア又はイに該当する者で、前期選抜で合格していないもの
 - ア 中学校又はこれに準ずる学校を令和3年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者（中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。）
 - イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者
- 6 募集する学科名および募集人員
 - (1) 学科名
商業科
 - (2) 募集人員
240名
- 7 合格者の発表
 - (1) 前期選抜
令和3年2月5日（金）午後4時
 - (2) 一般選抜
令和3年3月17日（水）午後4時
- 8 その他

入学者の選抜の実施に必要な細目事項は、「令和3年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」の定めるところによるものとする。

秋田市教委公告

令和3年度に秋田市立御所野学院高等学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立御所野学院高等学校学則（平成29年秋田市教委規則第4号）第8条第2項の規定により公告する。

令和2年9月15日

秋田市教育委員会
教育長 佐藤 孝 哉

1 選抜の種類

連携型中高一貫入学者選抜、前期選抜および一般選抜を設定する。

設定した選抜すべてを行い、一般選抜において欠員が生じた場合は、2次募集を実施する。

2 入学願書の提出期日および提出先

(1) 提出期日

ア 連携型中高一貫入学者選抜

令和3年1月15日（金）から同月19日（火）正午まで

イ 前期選抜

令和3年1月15日（金）から同月19日（火）正午まで

ウ 一般選抜

令和3年2月12日（金）から同月16日（火）正午まで

※ 2次募集

令和3年3月19日（金）から同月20日（土）午前11時まで

(2) 提出先

秋田市立御所野学院高等学校長

3 入学検定料

2,200円

4 入学志願者検査日

(1) 連携型中高一貫入学者選抜

令和3年1月28日（木） 作文および面接

面接

作文終了後、秋田市立御所野学院高等学校において行う。

(2) 前期選抜

令和3年1月28日（木） 学力検査および面接

ア 実施教科

3教科（国語、数学および英語）

イ 面接

学力検査終了後、秋田市立御所野学院高等学校において行う。

(3) 一般選抜

令和3年3月9日（火） 学力検査および面接

ア 実施教科

5教科（国語、社会、数学、理科および英語）

イ 面接

学力検査終了後、秋田市立御所野学院高等学校において行う。

※ 2次募集

令和3年3月23日（火） 作文および面接

5 出願資格

(1) 連携型中高一貫入学者選抜

秋田市立御所野学院中学校を令和3年3月に卒業する見込

みの者で、「令和3年度秋田市立御所野学院高等学校連携型中高一貫入学者選抜実施要項」で定める「出願資格」を満たしているもの

(2) 前期選抜

次のアおよびイを満たしている者

ア 中学校又はこれに準ずる学校を令和3年3月に卒業する見込みの者（中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。）

イ 次の(ア)又は(イ)を満たしている者

(ア) 学力、人物に極めて優れており、国語、社会、数学、理科および英語の学習成績が優秀で大学進学等の進路目標に向けて入学後も意欲的に勉学に取り組む者

(イ) 学力、人物に優れており、体育的又は文化的活動において顕著な実績、又はそれと同等の優れた能力を有しており、入学後も中心的な存在として活躍できる者

(3) 一般選抜

次のア又はイに該当する者で、連携型中高一貫入学者選抜および前期選抜で合格していないもの

ア 中学校又はこれに準ずる学校を令和3年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者（中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。）

イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

※ 2次募集

秋田県公立高等学校の一般選抜を受検し、合格していない者

6 募集する学科名および募集人員

(1) 学科名

普通科

(2) 募集人員

80名

7 合格者の発表

(1) 連携型中高一貫入学者選抜

令和3年2月5日（金）午後4時

(2) 前期選抜

令和3年2月5日（金）午後4時

(3) 一般選抜

令和3年3月17日（水）午後4時

※ 2次募集

令和3年3月25日（木）午後2時

8 その他

入学者の選抜の実施に必要な細目事項は、「令和3年度秋田市立御所野学院高等学校連携型中高一貫入学者選抜実施要項」および「令和3年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」の定めるところによるものとする。

選 管 公 告

秋市選管公告

檢察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条第1項および裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第21条第1項の規定に基づき、檢察審査員候補者の予定者および裁

判員候補者の予定者の選定を行うので、その場所および日時を次のとおり公告する。

令和2年9月9日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

1 場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所6階

秋田市選挙管理委員会事務局

2 日時

令和2年9月15日（火）午後1時